

広島県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

坪生福山線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市西深津町五丁目一六八七番一地从先から 福山市奈良津町三丁目九一番五地先まで	旧	四・七〇 六・六〇	三七・二〇		
	新	六・五〇 六・六〇	三七・二〇	拡幅	